

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
幸手市大字惣新田字九郎右エ門二七 七四番二地先から同市大字惣新田字 三田三八六五番地先まで		区 間
九・八〇〇 一五・二四	七・九四〇 一八・四六	敷地の幅員 (メートル)
八三五・八一	八五二・一二	延長 (メートル)
堤防強化に伴う付け替え工事である。		備 考